

平成26年第2回大山町教育委員会

招集年月日 平成26年2月25日(火) 午前9時30分

招集場所 名和公民館 2階 第1会議室

出席委員

1番	小原康正	2番	林原浩子	3番	金田吉人
4番	湊谷紀子	5番	山根 浩	6番	伊澤百子

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 (時 分)

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案 第1号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案 第2号 大山町上中山水泳プール及び下中山水泳プール管理運営規則の一部改正について

日程第 5 議案 第3号 大山町就学援助費給付要領の一部改正する訓令について

日程第 6 議案 第4号 大山町通級指導教室児童、生徒に対する通学費補助金交付要綱の制定について

日程第 7 議案 第5号 指定学校の変更について

日程第 8 議案 第6号 区域外就学について

日程第 9 議案 第7号 平成25年度 準要保護児童生徒の認定等について

日程第10 議案 第8号 平成26年度 要保護児童生徒の認定等について

日程第11 議案 第9号 平成26年度 準要保護児童生徒の認定等について

3. その他

4. 次回の開催日程 平成26年 3月 日

5. 閉会宣言 (時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
1月 24日	金	みんなの人権セミナー⑦(大山支所)、保育サービスの拡充に関する協議
27日	月	スクールガードリーダー船田さん来庁
28日	火	百人一首大会組み合わせ抽選、大山町議会臨時会、中国地区中学校スキー大会(大山ホワイトリゾート)、嘉手納町来訪団歓迎式(名和公民館)
29日	水	地域少子化対策強化事業に係る協議、嘉手納町来訪団歓迎会(弓ヶ浜荘)
31日	金	嘉手納町来訪団お別れ式(名和公民館)、町議会議員名和さくらの丘保育園視察研修、知事講演会(中山農村環境改善センター)
2月 2日	日	第9回大山町生涯学習大会兼本のあるまちづくり大会(保健福祉センターなわ)
3日	月	管理職会議、六長合同会議
4日	火	山陰中央新報社来庁
7日	金	西部地区同和問題講演会(淀江さなめホール)
8日	土	中山公民館祭り(～9日)
12日	水	第1回教育長ヒアリング(米子市役所)、西部地区町村教育長会
13日	木	県町村教育長会(鳥取市)、大山町子ども見守り隊研修会、地域少子化対策強化事業に係る協議
15日	土	西部地区社会教育大会(日南町)、テメキュラ市交流派遣生徒選考面接、大山町女性団体研修会(保健福祉センターだいせん)、こうれいふるさと祭り(～16日)
17日	月	日吉津村議会議員視察研修(中山みどりの森保育園、大山きやらぼく保育園)
18日	火	校長面談、県教委特別支援教育課来庁
19日	水	日本海新聞ふるさと大賞2013授賞式
24日	月	第2回教育長ヒアリング(米子市役所)
25日	火	定例教育委員会、小地域懇談会事後研修会(保健福祉センターなわ)

今 後 の 予 定

月 日	曜日	件 名
2月 26日	水	大山町要保護児童対策協議会代表者会議
27日	木	西部地区人権・同和教育振興会議運営委員会(西部総合事務所)

【大山町議会3月定例会】

3月 6日(木) 開会 、 18日(火)～19日(水) 一般質問 、 25日(火) 閉会

議案第 1 号

大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

大山町社会体育施設条例（平成 17 年大山町条例第 92 号）の一部を改正する条例（案）を議会に提出する。

平成 26 年 2 月 25 日 提出
 大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成 26 年 2 月 日 議決
 大山町教育委員会委員長 伊 澤 百 子

大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例（案）

大山町社会体育施設条例(平成 17 年大山町条例第 92 号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。
 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前																		
<p>(使用料の收受等)</p> <p>第5条 施設(大山町名和総合運動公園アスレチック広場、大山町上中山水泳プールを除く。)の利用については、別表第2に定めるところにより使用料を納めなければならない。</p> <p>2及び3 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>	<p>(使用料の收受等)</p> <p>第5条 施設(大山町名和総合運動公園アスレチック広場、大山町上中山水泳プール、<u>大山町下中山水泳プール</u>を除く。)の利用については、別表第2に定めるところにより使用料を納めなければならない。</p> <p>2及び3略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="156 1615 464 1659">名称</th> <th data-bbox="464 1615 770 1659">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="156 1659 464 1704">大山町中山運動場</td> <td data-bbox="464 1659 770 1704">大山町下甲1017番地2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 1704 464 1749">大山町上中山水泳プール</td> <td data-bbox="464 1704 770 1749">大山町東積314番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="156 1749 770 1805">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大山町中山運動場	大山町下甲1017番地2	大山町上中山水泳プール	大山町東積314番地	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="801 1615 1109 1659">名称</th> <th data-bbox="1109 1615 1431 1659">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="801 1659 1109 1704">大山町中山運動場</td> <td data-bbox="1109 1659 1431 1704">大山町下甲1017番地2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 1704 1109 1749">大山町上中山水泳プール</td> <td data-bbox="1109 1704 1431 1749">大山町東積314番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 1749 1109 1805">大山町下中山水泳プール</td> <td data-bbox="1109 1749 1431 1805">大山町田中819番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="801 1805 1431 1861">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大山町中山運動場	大山町下甲1017番地2	大山町上中山水泳プール	大山町東積314番地	大山町下中山水泳プール	大山町田中819番地1	略	
名称	位置																		
大山町中山運動場	大山町下甲1017番地2																		
大山町上中山水泳プール	大山町東積314番地																		
略																			
名称	位置																		
大山町中山運動場	大山町下甲1017番地2																		
大山町上中山水泳プール	大山町東積314番地																		
大山町下中山水泳プール	大山町田中819番地1																		
略																			

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

大山町上中山水泳プール及び下中山水泳プール管理運営規則の一部
改正について

大山町上中山水泳プール及び下中山水泳プール管理運営規則（平成 17 年大
山町教育委員会規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 2 月 25 日 提 出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成 26 年 2 月 日 議 決

大山町教育委員会委員長 伊 澤 百 子

大山町上中山水泳プール及び下中山水泳プール管理運営規則の一部を
改正する規則

大山町社会体育施設の管理運営に関する規則(平成 17 年大山町教育委員会規則第 22 号)
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大山町上中山水泳プール管理運営規則

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(題名の表示を除く。)を削る。

改正後	改正前
<u>大山町上中山水泳プール管理運 営規則</u> (趣旨) 第 1 条 この規則は、大山町社会体育 施設条例(平成 17 年大山町条例第 92 号)の規定に基づき、大山町上中山水 泳プール(以下「プール」という。) の管理運営に関する基本的事項を 定め、もって民主的かつ適正なプー ルの管理運営を定めるものとする。	<u>大山町上中山水泳プール及び下中 山水泳プール管理運営規則</u> (趣旨) 第 1 条 この規則は、大山町社会体育 施設条例(平成 17 年大山町条例第 92 号)の規定に基づき、大山町上中山水 泳プール及び下中山水泳プール(以 下「プール」という。)の管理運営に 関する基本的事項を定め、もって民 主的かつ適正なプールの管理運営 を定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

議案第3号

大山町就学援助費給付要領の一部改正する訓令について

大山町就学援助費給付要領(平成18年大山町教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

平成26年 2月25日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成26年 2月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

大山町就学援助費給付要領の一部を改正する訓令

大山町就学援助費給付要領(平成18年大山町教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改める。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(給付対象経費) 第3条 援助費の給付対象は、次の各号に掲げる経費とする。 (1) ～ (7) 略 (8) 医療費 伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病のうち、 <u>学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条</u> に掲げられた次の疾病の治療に要する費用とする。 ア トラホーム及び結膜炎 イ 白癬、疥癬及び膿か疹 ウ 中耳炎 エ 慢性副鼻腔炎及びアデノイド オ う歯(保険診療の対象となる治療まで) カ 寄生虫病(虫卵保有を含む) (9) 略	(給付対象経費) 第3条 援助費の給付対象は、次の各号に掲げる経費とする。 (1) ～ (7) 略 (8) 医療費 伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病のうち、 <u>学校保健法施行令第7条</u> に掲げられた次の疾病の治療に要する費用とする。 ア トラホーム及び結膜炎 イ 白癬、疥癬及び膿か疹 ウ 中耳炎 エ 慢性副鼻腔炎及びアデノイド オ う歯(保険診療の対象となる治療まで) カ 寄生虫病(虫卵保有を含む) (9) 略

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

議案第4号

大山町通級指導教室児童、生徒に対する通学費補助金交付要綱の制定について

大山町通級指導教室児童、生徒に対する通学費補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年 2月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成26年 2月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

大山町通級指導教室児童、生徒に対する通学費補助金交付要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、大山町立の小学校又は中学校（以下「学校」という。）に在籍する児童又は生徒のうち、児童又は生徒の通学する学校から通級指導教室が設置されている学校に通学するものについて、通学に要する交通費（以下「通学費」という。）の一部を補助し、もって保護者の負担の軽減を図ることを目的とする。

（通学距離）

第2条 この要綱において「通学距離」とは、児童又は生徒の通学する学校から通級指導教室が設置されている学校までの往復の距離をいう。

（交付対象者）

第3条 通学費補助金の交付対象者は、通級指導教室に通う児童又は生徒の保護者とする。

（支給対象日）

第4条 通学費補助金は、年間を通じて通級指導教室に通学した日（以下「支給対象日」という。）について交付するものとする。

（通学費補助金の額）

第5条 通学費補助金の額は、通学距離に20円を乗じて得た額に、支給対象日の日数を乗じて得た額を超えない範囲内で教育委員会が定める額とする。

（交付申請）

第6条 通学費補助金の交付を受けようとする者は、第1号様式による申請書を学校長を経て町長に提出しなければならない。

2 前項の申請があったときは、内容を審査し、通学費補助金の交付を決定したときは、学校長を経て申請者に第2号様式により通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条第2項により交付の決定を受けた者は、第3号様式による交付請求書を所属の学校を経て、町長に提出しなければならない。

(通学費補助金の返還)

第8条 偽りその他不正の手段により通学費補助金の交付を受けた者があるときは、既に交付した通学費補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、通学費補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式 (第6条)

年 月 日

大山町長 様

申請者 (保護者)

住 所

氏 名

電話番号

印

大山町通級指導教室児童、生徒通学費補助金交付申請書

大山町通級指導教室児童、生徒に対する通学費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、通学費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

児 童 生 徒 名	
生 年 月 日	年 月 日
学 校 名 ・ 学 年	学校 第 学年
通 学 距 離 (往復の距離)	大山町立 学校 から 大山町立 学校の間 k m
期 間 及 び 日 数	年 月 から 年 月分 日

保護者の申請のとおりであることを証明します。

年 月 日

大山町立

学校

校長

印

第2号様式（第6条）

大教委学第 号
年 月 日

様

大山町教育委員会

大山町通級指導教室児童、生徒通学費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった大山町通級指導教室児童、生徒に対する通学費補助金については、大山町通級指導教室児童、生徒に対する通学費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

補助金交付決定額 _____ 円

第3号様式 (第7条)

年 月 日

大山町長 様

申請者 (保護者)

住 所

氏 名

電話番号

印

大山町通級指導教室児童、生徒通学費補助金交付請求書

年 月 日付大教委学第 号で補助金交付決定をうけた標記補助金について、大山町通級指導教室児童、生徒に対する通学費補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり請求します。

補助金請求額 _____ 円

議案第5号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第8条の規定により、指定学校を変更するものとする。

平成26年 2月25日 提出

大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成26年 2月 日 議決

大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 指定学校変更の申立て2件（詳細別紙） 認定件数 件

議案第6号

区域外就学について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第9条の規定により区域外就学を許可するものとする。

平成26年 2月25日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成26年 2月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 区域外就学の申立て 3件（詳細別紙） 認定件数 件

議案第 7 号

平成 25 年度 準要保護児童生徒の認定等について

平成 25 年度 準要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成 26 年 2 月 25 日 提 出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成 26 年 2 月 日 議 決

大山町教育委員会教育委員長 伊 澤 百子

1. 平成 25 年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 3 名 (詳細別紙) 認定児童生徒数 名

議案第 8 号

平成 26 年度 要保護児童生徒の認定等について

平成 26 年度 要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成 26 年 2 月 25 日 提 出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成 26 年 2 月 日 議 決

大山町教育委員会教育委員長 伊 澤 百子

1. 平成 26 年度 要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 11 名（詳細別紙） 認定児童生徒数 名

議案第 9 号

平成 26 年度 準要保護児童生徒の認定等について

平成 26 年度 準要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成 26 年 2 月 25 日 提 出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成 26 年 2 月 日 議 決

大山町教育委員会教育委員長 伊 澤 百子

1. 平成 26 年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 94 名 (詳細別紙) 認定児童生徒数 名